

「おおいた食育人材バンク」運営・派遣実施要領

(趣旨)

第1条 おおいた食育人材バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、おおいた食育人材バンク（以下「人材バンク」という。）の円滑な運営と利用推進を図るため、地域において食育に関する学習や実践を希望する県民の求めに応じ、県より人材バンク登録者（以下「登録者」という。）を派遣するものとする。

(登録者の派遣)

第2条 県から登録者を派遣する場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

1 派遣申請者

登録者の派遣を申請できる者（以下「申請者」という。）は、大分県内に在する学校、幼稚園、保育所、市民団体、市町村等とする。なお、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

2 対象事業

申請者が実施する事業は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 食育の推進を図る事業であること。
- (2) 10人以上を対象とする事業であること。
- (3) 大分県内で開催される事業であること。
- (4) 政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと。
- (5) 活動内容を情報発信できる事業であること。

3 申請手続き

申請者は、大分県電子申請システムより電子申請するものとする。

但し、電子申請が難しい場合は、市町村食育担当課へ派遣申請書（第1号様式）を提出する。

申請書を受理した市町村食育担当課は、県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕へ提出し、県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕は県食品・生活衛生課へ進達する。

なお、大分市食育担当課が申請書を受理した場合、あるいは、地域食育推進連絡協議会が申請者となる場合は、県食品・生活衛生課へ直接送付する。

4 派遣人数

(1) 個人枠派遣

派遣する登録者は原則1名とする。ただし、申請者が、食育の各分野間連携による事業の実施を目指す場合には、設置要綱別表2に示した異なる分野の登録者2名の派遣を認めるものとする。

なお、派遣する登録者の住所地はできる限り会場の近隣市町村であること。

(2) 団体枠派遣

派遣する登録者は団体登録をしている団体から2名以上とする。

原則団体のある市町村内への派遣である場合とする。ただし、団体枠派遣を活用できるかどうかの判断は、県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕が行うものとする。

5 派遣回数

派遣できる回数は年度内において1申請者あたり2回までとする。ただし、各分野間連携のため異なる分野の登録者2名を派遣した場合は2回とみなすものとする。また2回目の申請は10月以降に行うものとする。

なお、地域食育推進連絡協議会において、市町村と協働で地域の特性を生かした普及、啓発を行う場合、あるいは、地域食育推進連絡協議会が認める場合は、県と協議の上、回数の制限を変更することができる。

6 派遣の決定

県は派遣申請が適正と認めるときは、申請者の希望に沿う登録者と調整の上、派遣決定書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、登録者に派遣依頼（第3号様式）を行う。

なお、派遣の決定にあたっては、地域のバランス等についても考慮するものとする。

7 経費負担等

申請者が事業を実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

(1) 会場及び必要な器材等の手配は、申請者で行うものとする。

(2) 実習に伴う材料費等の必要な経費は、申請者の負担とする。

(3) 登録者の派遣に係る謝金及び旅費は、県の負担とする。ただし、2時間を超えて講師の派遣を希望する場合、2時間を超えた分の謝金や事前打合せ等に係る費用は、申請者の負担とする。（なお、現地における農林漁業体験を伴う活動については謝金の上限を3時間とする）また、30分単位で算出し、30分未満は切り捨てとする。

（事業の中止または変更の手続）

第3条 申請者は、派遣決定書（第2号様式）による通知後、事業をやむを得ず中止または変更する場合は、直ちに大分県電子申請システムより中止・変更を届出るものとする。但し、電子申請システムの利用が難しい場合は、事業中止・変更届（第4号様式）を県食品・生活衛生課へ提出するものとする。

（実施報告）

第4条 申請者は、事業を実施した日から20日以内に大分県電子申請システムにより実施報告を行うものとする。

加えて、申請者は、インターネットで情報発信を行うものとする。また、県が行う情報発信に同意し、発信可能な写真の送付等行うものとする。

但し、電子での報告が難しい場合は、市町村食育担当課へ実施報告書（第5号様式）を提出する。

報告書を受理した市町村食育担当課は、県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕へ提出し、県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕は県食品・生活衛生課へ進達する。

なお、大分市食育担当課が報告書を受理した場合は、県食品・生活衛生課へ直接送付するものとする。

（地域食育活動への支援）

第5条 市町村食育担当課及び県各保健所（部）〔地域食育総合窓口〕は連携し、地域における食育活動を把握するとともに、申請者及び派遣する登録者に対し、助言や情報提供等必要な支援を行うものとする。

（謝金等）

第6条 県は予算の範囲内において、派遣する登録者に対して謝金及び旅費を支給する。なお、大分県外に居住の登録者に対する旅費については、県内活動拠点を基準地とし、当該拠点から会場までの距離により算定し支給するものとする。

(事務)

第7条 この要領に定める事務は、大分県生活環境部食品・生活衛生課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年5月15日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年11月4日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

3 派遣を希望する人材について

※派遣する登録者は原則1名です。ただし、各分野間連携による食育事業を実施する場合には、異なる分野の登録者2名の派遣が可能です。

○下記の方の派遣を希望します。

第一希望		第二希望		第三希望	
登録 No.		登録 No.		登録 No.	
氏名・ 団体名		氏名・ 団体名		氏名・ 団体名	

○特定の希望者がいない場合は、次の中から希望する分野に○をつけてください。

①食生活分野 ②食文化分野 ③生産体験交流分野 ④環境分野

⑤連携分野 () ←①～④を組合わせた内容を希望する場合はその番号を記入

4 派遣申請者について

該当する場合はチェックを入れてください。

□申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

確認事項

「おおいた食育人材バンク」運営・派遣実施要領（抜粋）

第2条 県から登録者を派遣する場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

2 対象事業

申請者が実施する事業は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 食育の推進を図る事業であること。
- (2) 10人以上を対象とする事業であること。
- (3) 大分県内で開催される事業であること。
- (4) 政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと。
- (5) 活動内容を情報発信できる事業であること。

5 派遣回数

派遣できる回数は年度内において1申請者あたり2回までとする。ただし、各分野間連携のため異なる分野の登録者2名を派遣した場合は2回とみなすものとする。また、2回目の申請は10月以降に行うものとする。

7 経費負担等

申請者が事業を実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

- (1) 会場及び必要な器材等の手配は、申請者で行うものとする。
- (2) 実習に伴う材料費等の必要な経費は、申請者の負担とする。
- (3) 登録者の派遣に係る謝金及び旅費は、県の負担とする。（上限を超えた分の謝金は申請者負担）

第4条 申請者は、事業を実施した日から20日以内に大分県電子申請システムにより実施報告を行うものとする。加えて、申請者は、インターネットで情報発信を行うものとする。

以下、行政記入欄

担当課確認用欄	保健所（部）〔地域食育総合窓口〕記入欄
連絡事項等	* 派遣枠 個人 ・ 団体
	* 農林漁業体験 該当 ・ 非該当
	連絡事項等

申込先

市町村の食育担当課または大分県電子申請システム

問い合わせ先

大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1（県庁舎別館5階） TEL：097-506-3058

殿

大分県生活環境部食品・生活衛生課長

「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣の決定について

上記について、下記のとおりおおいた食育人材バンク登録人材の派遣を決定しましたので、通知します。

記

1 派遣する登録者

(ふりがな) 氏名				
住所（市町村まで）		所属団体		
連絡先	電話番号	FAX番号		
	電子メールアドレス			

団体枠派遣の場合：上記代表者以外の派遣予定者（別紙様式）

2 派遣日時・場所

日時	
場所（所在地）	

3 連絡事項

- (1) 派遣する登録者に直接連絡し、詳細な打合わせを行ってください。
- (2) 事業実施後は、20日以内に実施報告書（第5号様式）を大分県電子申請システム（下記二次元コードから）で提出してください。（ 月 日（ ）必着）



おおいた食育人材バンク登録者

殿

大分県生活環境部食品・生活衛生課長

「おおいた食育人材バンク」登録人材の派遣について（依頼）

上記について、下記のとおりおおいた食育人材バンク登録人材の派遣申請がありましたので、対応をお願いします。また、当事業について多くの方へ周知するため、インターネットで情報発信可能な方については実施事業の写真や内容を「[#食育ひろげ隊](#)」「[#おおいた食育人材バンク](#)」をつけて発信し、食育の見える化にご協力ください。

記

1 派遣先及び依頼内容

別添派遣申請書写しのとおり

2 連絡事項

（1）派遣申請者に直接連絡し、詳細な打合わせを行ってください。

（2）実習に伴う材料費等の必要な経費は、派遣申請者の負担です。

（3）当派遣に係る謝金及び旅費は県の規定によりお支払いします。

（旅費は大分県の旅費規程に基づきお支払いします。

なお、交通費はバス賃相当額となりますことをご了承ください。）

手続きに必要な書類を送付しますので、事業実施後、記入し、返送してください。

（4）政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動は行わないでください。

【団体名】

【代表者職・氏名】

「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業中止・変更届

上記について、下記のとおり事業を変更したいので、申請します。

記

1 申請内容

名 称	
日 時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
会 場	
派遣予定登録者	

2 変更内容

※該当する項目に○をつけてください。

ア 事業の中止

イ 事業の変更

変更項目	1 日時	2 会場
変更内容		

3 変更理由

--

大分県生活環境部食品・生活衛生課長 殿

【団体名】

【代表者職・氏名】

「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業実施報告書

上記について、下記のとおり実施しましたので報告します。

※当報告書や写真等は、今後の食育推進の参考とするため、各配付資料やホームページ等で紹介させていただきますのでご了承ください。

記

1 情報発信

※様子を撮影した写真と感想をインターネットで「#食育ひろげ隊」「#おおいた食育人材バンク」をつけて情報発信してください。

※該当する項目に○をつけてください。

ア 実施済（発信者：申請者 ・ 派遣者 ）

（発信方法：ホームページ ・ Facebook ・ Instagram ・ その他（ ））

（アカウント名等： ）

イ 実施不可（理由： ）

2 実施状況（裏面の活動報告表にご記入ください）

※実施日・実施時間・会場等が申請時から変更となる場合は、大分県食品・生活衛生課までご連絡ください。（変更届出済みの方は不要）

実施報告書提出先 市町村食育担当課または大分県電子申請システム

問い合わせ先 大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班
〒870-8501 大分市大手町 3-1-1（県庁舎別館 5 階） TEL：097-506-3058

別添エクセル

【要領】別紙様式（団体派遣用）

1 派遣日時・場所

名称	
日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会場	

2 その他の派遣者

所属団体名	
-------	--

No.	その他の派遣者名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	